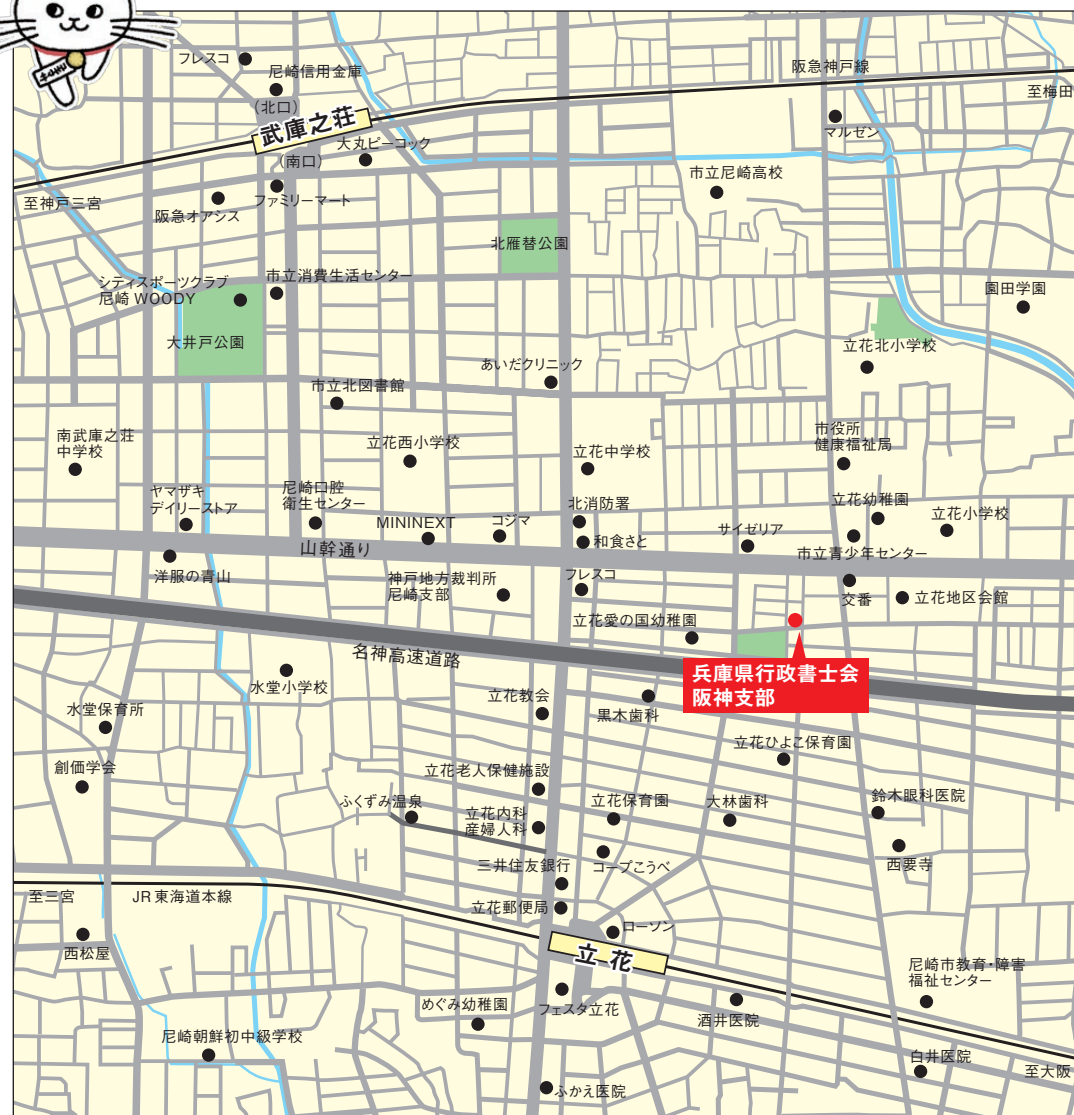




兵庫県行政書士会 阪神支部 アクセスマップ

〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29-12-101 号
(交通: JR「立花」駅より 徒歩 10 分)



無料相談会 会場 アクセスマップ



川西市役所
兵庫県川西市中央町12-1



ピアメふ
宝塚市売布 2-5-1



伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2-2
(2019年5月まで)

発行者
兵庫県行政書士会
阪神支部

発行日 平成 31 年 3 月 31 日

ご相談・お問合せは
TEL 06-6426-5123
FAX 06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29-12-101 号

阪神支部
Facebook
ページ



こんにちは！

兵庫県行政書士会 阪神支部です。

Kizahashi - きざはし - 第 117 号

平成 31 年 3 月 31 日 発行



阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。

阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として

暮らしの困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、

許認可・登録申請、遺言や相続、さまざまな契約・届出などの

相談から書類作成までをサポートさせていただきます。

どうぞお気軽にお声掛けください。

【兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針】

本会
(兵庫県行政書士会)、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所
との信頼を
築きます

※ 詳しい運営方針は、22 ページ (表紙裏) に掲載しております。



尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町

会員数：418 名 (平成31 年2月28日現在)

ホームページ：<http://hanshin.hyogokai.or.jp/>

Facebook ページ：<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/>



兵庫県行政書士会 阪神支部



ごあいさつ

兵庫県行政書士会 阪神支部 支部長

ほんだ けい
本田 圭 (西宮市)



皆さま、こんにちは！支部長の本田圭です。

私たち阪神支部は、「行政書士」がこれまで以上に社会のお役に立てるよう、10月1日（法の日）を中心とした「広報月間」ならびに2月22日の「行政書士記念日」におけるイベントなどにおいて、私たち行政書士の「制度」と「業務」をさまざまな媒体を通じて外部へ発信しています。また、私たち「行政書士」の「信頼性」を高めるために研修会や懇親の場などを通して支部会員の品位保持と資質の向上に努めています。

これらの活動を通じて、これからも私たち「行政書士」を国民の皆さまに積極的に活用いただける環境づくりに努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、阪神支部は、「行政書士倫理綱領」を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得て、行政書士制度を前進させることを通して、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。」（阪神支部のミッション：使命：本誌P22参照）

さらに、法令順守や人権尊重、環境への配慮や地域コミュニティへの参画といった社会を構成する一員としての活動にも積極的に取り組むものとして、国際標準化機構（ISO）が発行した「ISO 26000」に準拠した「SR」（社会的責任）活動を推進しています。今期も阪神支部のミッション（使命）を達成するため、さまざまな事業を行ってまいりましたので、本誌にて一年間の活動のご報告をいたします。ご一読いただけますと幸いです。

いよいよ来年、2020年に私たち阪神支部は設立60周年を迎えます。記念行事などの計画も検討しており、その場で全てのステークホルダーの皆さまに良いご報告ができるよう、これからも全力を尽くしてまいります。

皆さまのご理解とご協力を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



副支部長のご紹介



総務部担当
副支部長
いわい のぶやす
岩井 伸康
(川西市)



企画部担当
副支部長
おがわ ひろき
小川 浩樹
(西宮市)



業務研修部担当
副支部長
うえつじ やすお
上辻 靖夫
(尼崎市)



広報部担当
副支部長
まつむら やすひろ
松村 康弘
(尼崎市)

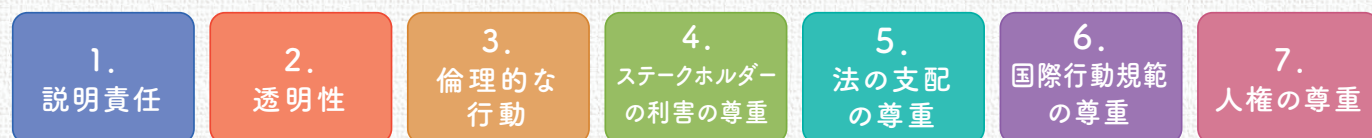
社会的責任（SR）の取り組み



阪神支部のSRの取り組み

阪神支部は、地域社会から求められる存在であり続けるために、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通じて、社会的責任を果たします。

社会的責任（SR）を果たすための7つの原則



7つの中核主題と阪神支部の事業



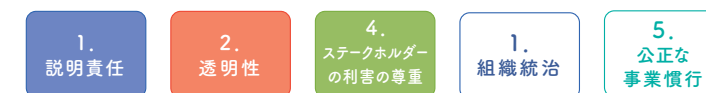
支部活動とSRの「7つの原則」「7つの中核課題」の位置づけ



1. 阪神支部定期総会

7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重

7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



2. 広報月間の取り組み

7つの原則：① 説明責任

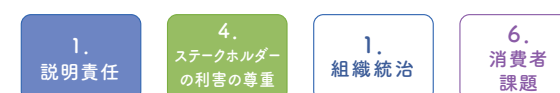
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



3. 「法の日」行政書士無料相談会

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重

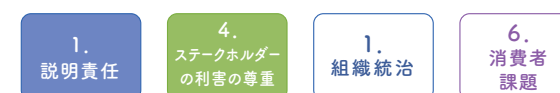
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥ 消費者課題



4. 行政書士記念日市民公開講座

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重

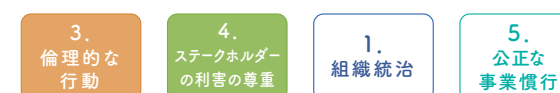
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥ 消費者課題



5. 各種研修会の開催

7つの原則：③ 倫理的な行動、④ ステークホルダーの利害の尊重

7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



6. 地域コミュニティとの連携

7つの原則：③ 倫理的な行動 ④ ステークホルダーの利害の尊重 ⑦ 人権の尊重

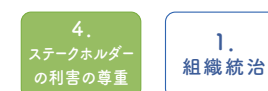
7つの中核主題：① 組織統治 ② 人権 ⑦ コミュニティへの参画及びコミュニティの発展



7. 納涼会、忘年会、レクリエーション

7つの原則：④ ステークホルダーの利害の尊重

7つの中核主題：① 組織統治



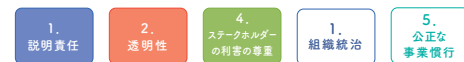


定期総会

第59回 阪神支部定期総会



7つの原則：①説明責任 ②透明性 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治 ⑤公正な事業慣行



平成30年4月29日(日曜・昭和の日)の14時より、尼崎市のホテルホップイン・アミングにて、第59回阪神支部定期総会を開催しました。

会員総数409人に対して本人出席が98名、委任状による代理出席が154名で過半数を超える252名の出席があり、今回の総会が有効に成立する旨の宣言がありました。

議長より、平成29年度の事業報告と収支決算については一括審議とされたため、支部長による総括的な会務報告に続いて、総務部、企画部、業務研修部、広報部の各担当副支部長より事業実施報告の後、会計理事からの決算報告と監事による期末監査報告がありました。これを受けて質疑応答があり、各議案は可決承認されました。

休憩の後、平成30年度の事業計画案と予算案について執行部より提案説明があり、これを受けた質疑応答を経て、各議案は可決承認されました。引き続き、阪神支部細則の一部改正(定足数の変更)につき総務部担当副支部長からの提案説明と質疑応答を経て、議場閉鎖のうえで採決をとると、263名(会議途中からの出席による増加)の出席者に対し250名の賛成があり、本案は可決され総会は終了しました。



活動報告

広報月間の取り組み



7つの原則：①説明責任
7つの中核主題：①組織統治 ⑤公正な事業慣行



行政書士広報月間説明会と事業取組伝達会

平成30年8月24日(金)、芦屋市民センターにて、本年度の広報月間説明会と阪神支部の事業取組伝達会を開催しました。

SR(社会的責任)については上辻副支部長が、広報月間については小川副支部長から、6市1町の官公署や商工会議所、商工会等への訪問について説明があり、阪神支部の各事業については、本田支部長の他、各部担当の副支部長から説明がなされました。



行政機関の表敬訪問

行政書士広報月間への協力依頼のため、平成30年9月13日(木)には、阪神南県民センターを、平成30年9月28日(金)には阪神北県民局を、それぞれ表敬訪問させていただきました。



阪神南県民センターにて



阪神北県民局にて



コミュニティFM局での情報発信

平成30年9月28日(金) さくらFM(周波数78.7MHz)様の「café@さくら通り」にて、平成30年10月1日(月)・20日(土)開催の「法の日」無料相談会の告知をさせていただきました。



平成 30 年度 「法の日」の行政書士無料相談会



7つの原則：① 説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥消費者課題



〔芦屋会場〕

日 時：平成 30 年 10 月 20 日（土）
10:00～16:00

会 場：ラポルテホール

芦屋会場では大戸道子会員による「遺言書を作ろう」と題したセミナーを開催。モデルケースをあげて、誰が相続人となるのか、遺言書がない場合の法定相続分など丁寧に解説。その上で自筆証書遺言の財産目録作成に関する法改正にも触れながら、ご本人の思いを整理し、今後を考える上で遺言書を作成するメリットを説かれました。セミナー中に熱心にメモを取るなど興味を持たれた方々が、そのまま相談会に参加され、一時は相談の順番待ちができるほどでした。

午後からも引き続き相談会を行いながら、13時30分からは、前田研也会員による「相続・遺言セミナー」がスタート。こちらは遺産の種類や遺産分割協議について詳しく解説。その上で、自筆遺言の保管に関する法改正に触れながら、協議が整わない可能性を見据えて遺言書を作成する利点を説き、あわせて公正証書遺言や専門家の活用も推奨されました。

〔伊丹会場〕

日 時：平成 30 年 10 月 1 日（月）
10:00～16:00

会 場：イオンモール伊丹 1 階 スカイコート



伊丹会場用チラシ

芦屋会場用チラシ



伊丹会場にて



芦屋会場にて





平成 30 年度

行政書士記念日 市民公開講座



7つの原則：① 説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥消費者課題



日 時：平成 31 年 2 月 24 日（日）

13:30 ～ 16:30

会 場：夙川公民館

兵庫県行政書士会阪神支部主催の行政書士記念日市民公開講座を、平成 30 年 2 月 24 日（日）13 時 30 分から夙川公民館にて開催いたしました。タイトルは「ビジネスを 100 年楽しく続ける方法」とし、テーマは「行政書士による事業承継と中小企業支援」です。

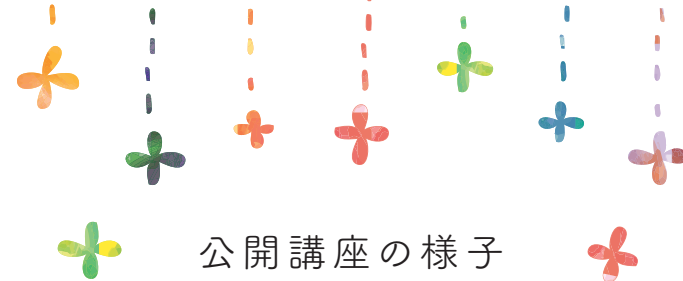
第 1 部は「兵庫県事業引継ぎ支援センターの取り組みについて」と題し、同センターの白玖彰宏さんを講師として、第 2 部は「儲かりまっか？の経営道～客をガッチリ喜ばせる 23 の人気沸騰術」と題して、毎日放送のアナウンサーの上泉雄一さん（愛称うわちゃん）を講師として、第 3 部は「行政書士による事業承継支援業務」と題し、阪神支部の上辻靖夫会員を講師に、それぞれ講演をいただき盛会のうちには終えることができました。



西宮市のマスコット「みやたん」も来訪



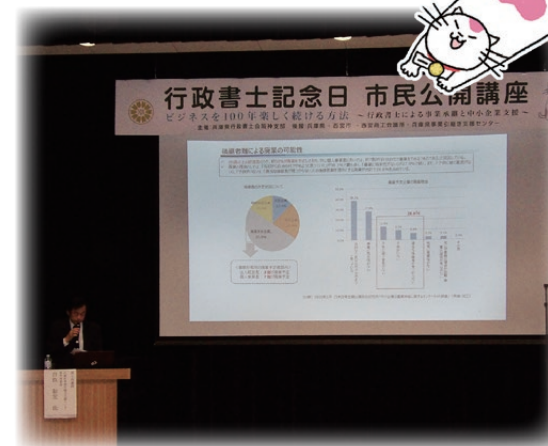
市民公開講座 チラシ



公開講座の様子



上泉 雄一 氏による講演



第 1 部の講演



コミュニティ FM 局での告知

平成 31 年 2 月 4 日（月）に、エフエム宝塚（83.5MHz）「たからづか 8 丁目 35 番地」平成 31 年 2 月 8 日（金）には、さくら FM（78.7MHz）様の「café@ さくら通り」に、ゲスト出演させていただき、市民公開講座を告知させていただきました。



事前説明会の開催

平成 31 年 1 月 23 日（水）16 時から、西宮市立中央公民館において、市民の皆さまに向けた PR 活動等について、支部会員に向け説明をしました。



中西会員による発表

各種研修会の開催

支部会員の品位保持と資質向上のため、多彩な研修会を開催しています。



7つの原則：③ 倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重

7つの中核主題：①組織統治 ⑤公正な事業慣行



業務研究グループ発表会

～ 債権法改正について ～



開催日：平成 30 年 8 月 2 日(木)

会 場：西宮市大学交流センター 大会議室

民法改正研究会では、民法総則、債権総則、契約の総論、各論について、広範囲にわたる改正項目の整理、改正の経緯、新旧条文の比較検討を行い、行政書士業務に関連する 4 分野に集中し、改正後に予想される実務への影響などを中心に調査・研究を進め、発表会では以下のように、担当者から各分野の発表が行われました。

- ① 満田榮人会員より：各種典型契約の作成における留意事項について
- ② 島田敏博会員より：委任契約への影響について
- ③ 中西良博会員より：交通事故の損害賠償への影響について
- ④ 松本和久会員より：住宅の賃貸借における敷金と原状回復義務等について



松本会員による発表



島田会員による発表



満田会員による発表



合同研修会



開催日：平成 30 年 12 月 18 日(火)

会 場：西宮市大学交流センター 大講義室



平成 30 年 12 月 18 日(火) 13 時 30 分より、西宮北口の西宮市大学交流センターの大講義室にて、兵庫県行政書士会と阪神支部の合同研修会を開催しました。

第一部の講師は、本会の相続・契約専門部会の水野敬之委員長（神戸支部）が「相続人調査及び相続関係説明図の作成」と題し、不動産の公図や地番、登記簿謄本の取得についても詳説されました。つづいて、神戸市の遺留金取扱条例と神戸新聞の記事を交えて、相続人調査のアプローチについて話されました。

第二部の講師は本田圭会員（阪神支部）が務められ、昨年に行われた法定相続証明制度の解説（平成 29 年 7 月 20 日開催）の続報です。制度開始から 1 年半ほどが経過したことから、対応できる金融機関や申し出先の法務局の対応や変化など（前回の研修では税務署では利用不可だったものが、その後の税法改正で利用可能）について、話されました。



支部相談員研修会



開催日：平成 31 年 2 月 18 日(月)

会 場：東りいたみホール（伊丹市立文化会館）3 階 大会議室



開会にあたり本田支部長から、今回相談員研修は、伊丹・宝塚・川西の 3 市で定期に行われる無料相談会に赴く相談員となるためには必修であり、毎年 10 月の「法の日無料相談会」での相談員には不要であるといった趣旨説明がされました。しかしながら、県民局や土木事務所からは、建設業や産廃の収集運搬の許認可に関する相談員の要望もあることから、このような分野にも研修を活用していきたい旨も述べられました。

続いて定期相談会を所管する小川副支部長より、3 市の定期相談会では、原則的に遺産分割協議書、遺言書や契約書の作成に相談内容が限定（伊丹市では他の行政書士業務にも対応可）され、1 件当たり 30 分を限度とすること。また、相談中に積極的に依頼への誘引を行ってはならず、相談の結果、相談者から依頼の意思表示があったとしても、その場で自ら受任せずに、その旨を支部に連絡をすることなどの他、阪神支部の業務処理基準に則した説明がありました。

その後、日行連の中央研修所製作の「行政書士の倫理と専門家責任」と「業際問題」についての映像上映がありました。上映後には、再び小川副支部長より、「誠実かつ品位ある応対を心がけること」や「相談者の真の相談内容を把握すること」といった、相談員としての注意点ががありました。



会員投稿



第1回 新入会員研修会に参加して

新入会員 小崎 卓也（尼崎市）

平成30年7月6日（金）、尼崎市立中央公民館にて第一回の新入会員研修会がおこなわれました。

研修会では、新入会員と役員の方全員の自己紹介を聞かせていただき、個々の先生方の社会人経験や立場を経て現在の行政書士という仕事に就いたという話に、あらためて身が引き締まる思いがしました。

阪神支部細則等の話では、それぞれの役員の方が支部の活動内容を詳しく説明、報告をしてくださり、自分自身もできることは、積極的に参加したいと思いました。

中央公民館での研修後、同じ尼崎市内で活躍しておられる大先輩の行政書士事務所を訪問させていただきました。仕事の流れや内容等お話を伺い、同事務所で使用している書籍等も拝見させていただきました。

お話を伺う中で、私は現在産業廃棄物申請の依頼を受けているので、疑問に感じていた廃棄物申請の報酬について質問させていただきました。

何年か後の新入会員に、今日の自分と同じような思いをしてもらえる先輩行政書士となるべく、日々邁進していきたいと思います。

第2回 新入会員研修会に参加して

新入会員 木崎 義純（西宮市）

平成31年1月30日（水）、宝塚市男女共同参画センター・エルで開催された第2回支部新入会員研修会に参加しました。

支部業務の紹介と新入会員の資質向上・交流を目的とした新入会員研修は年2回開催され、今回の参加者は新入会員8名、支部役員9名。若手から私のようなシニア世代まで年齢、経歴さまざまな同期のメンバーと顔を突き合わせて交流ができ、日頃話す機会のない支部役員の皆さまとも懇意になることができ、開業間もない私たちにはとてもありがたい研修です。

出席者の自己紹介の後、支部役員から支部の規則や活動についての説明があり、阪神支部が本田支部長のリーダーシップのもと、外部への発信や社会貢献事業に精力的に取り組んでいることを再認識しました。

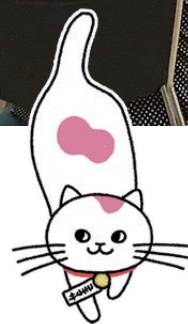
約1時間半の座学の後、一同タクシーに分乗し、中国道の宝塚インター近くにある北上会員の事務所を訪問しました。北上会員は支部長や兵庫県行政書士

会・日本行政書士会連合会の役員も歴任された行政書士歴41年の超ベテランの先生。書士1年生からの素朴な質問にも丁寧に答えていただきました。AI時代を迎え行政書士としてどう臨んでいけばいいのかというのがこの日一番聞きたかったことですが、先生からは「ネットでできることでは勝負できない。どんな分野にニーズがあるかリサーチするとともに自分の強みを持ち、早く立ち位置を決めることが大切」というアドバイスをいただきました。

研修後に開かれた懇親会では新入会員、支部役員が立場を超えて本音で意見交換できました。阪神支部は6市1町を区域とする会員400名を超える大規模な支部。これからの行政書士を取り巻く環境には厳しいところがあると思われますが、同期メンバーや先輩会員の皆さまとのつながりを大切にして、時代の流れの中でも活躍し続けられる行政書士となれるよう研鑽していきたいと決意を新たにしました。



活動報告



地域コミュニティとの連携

阪神地区の皆さまとの多彩な交流活動や支援事業を行なっています。



7つの原則：③ 倫理的な行動 ④ステークホルダーの利害の尊重 ⑦人権の尊重

7つの中核主題：① 組織統治 ②人権 ⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展



「にしのみや認知症つながりフェア」への参画

開催日時：平成30年11月29日（木）
11:00～15:00

会 場：西宮市役所東館
8階大ホール・801会議室

平成30年11月29日、西宮市役所東館8階にて「第5回にしのみや認知症つながりフェア ～このまちのつながりで生きていく～」が開催されました。

この催しは、西宮市内の認知症関連団体が一同に集まり、認知症予防から状態に応じた支援につ

いて知っていただくための展示や講座を行うイベントです。

今回は、認知症予防講座や4つのミニ講座があり、兵庫県行政書士会や阪神支部も例年通り実行委員会の一員として、準備段階から参画させていただきました。

また、コスモス兵庫の協力を得て、濱本会員に『尊厳を持って生きていくために今できることを考える』というテーマで講師を務めていただきました。





納涼会開催



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治

西宮市 石井市長によるご祝辞

平成30年8月3日(金)の18時から、ホテルヒューイット甲子園にて阪神支部納涼会を開催しました。

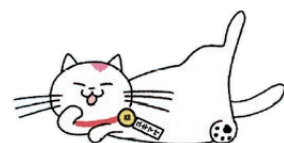
はじめに本田圭支部長より、西宮市には清酒の普及の促進に関する条例(いわゆる日本酒で乾杯条例)があり、昨年の伊丹に続いて、西宮の銘醸の鏡割りが用意されたとのこと。また会員に向けては、直近にせまった8月24日(金)に行われる広報月間の説明会(芦屋・伊丹)の案内がありました。

続いて、石井登志郎西宮市長よりご挨拶をいただ

きました。

最後に兵庫会の村山豪彦会長から、支部会員に向けて督励の言葉がありました。

景気よく鏡割りの後は、西宮市議会の町田博喜議長に乾杯の音頭をおとりいただき、にぎやかに会食がスタート。しばし酒肴と歓談を楽しみますと、支部恒例の新入会員の紹介と上田相談役からの激励、じゃんけん大会とつづき、大口相談役の一本締めでお開きです。



阪神支部 忘年会



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治

平成30年12月14日(金)18時から阪神支部忘年会が、宝塚ホテル3階のシルバーの間にて開催されました。

本田支部長からの挨拶に続き、宝塚商工会議所会頭でもある宮本会員のご発声のもと、高らかに杯をかけました。

酒肴を交えての歓談もはずみずと、毎年恒例の

趣向として、ハンドベルチーム「Lene」のみなさんによる演奏を楽しむことができました。

引き続き、こちらも恒例の新入会員からの自己紹介と上田相談役からの激励。そして支部恒例のジャンケン景品大会で会場は大いに盛り上がり、大口相談役による一本締めでお開きとなりました。



徳島 日帰り旅行



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治

当支部では毎年恒例のレクリエーションとして日帰り旅行をしています。

今回は、平成30年11月3日(土)に徳島県に向かい、「うずしお観潮船と阿波踊り会館ツアー」と題して、当支部所属の会員とご家族を含め37名が参加いただきました。

当日は快晴に恵まれ、鳴門会月さんでの美味しい

お食事、うずしお観潮船の乗船、阿波踊り会館での見学と体験など、とても楽しい旅行となりました。

当支部ではこのレクリエーションを会員相互の品位保持を主目的としており、ベテラン会員も新入会員も、参加者同士が自然とコミュニケーションを取ってお互いを知ることができる有意義な機会となりました。



新年互礼会



7つの原則：④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治

4.
ステークホルダー
の利害の尊重

1.
組織統治

阪神支部は域内の6市1町の商工会議所・商工会に加入していますので、1月には各所各会の賀詞交換会や新年互礼会に参加しています。

平成31年1月11日(金)にホテル竹園芦屋で行われた、芦屋市商工会の新年互礼会には、小川副支部長と芦屋市商工会の連絡員の中村理事の2名が出席しました。

写真は山中健芦屋市長のあいさつと、乾杯の音頭をとられた兵庫県阪神南県センター長の成岡英彦さまです。



行政書士の業務案内 市民の皆さまへ



行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなし
皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。

官公署に提出する書類だけでなく、

法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、相談にもお応えしております。

行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」。

私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、
まごころと誠意を持ってお手伝いします。



遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「**公証証書遺言**」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。

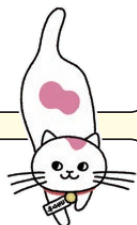
遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分減殺請求権など総則人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。

行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。

(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



かしこく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。

(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。

このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で「**永住許可申請**」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。



農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。

また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を、廃止したり買い受ける時も許可が必要です。

行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。



おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。

行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。



住まなくなった家を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書(**車庫証明**)の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。



こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



うちのワンコがお隣の…

飼犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんとめています。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) TEL:078-371-8823

行政書士の業務案内

会社経営者・個人事業主
の皆さまへ

行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類（契約書や議事録等）や許可に関する書類（許可申請書や変更届等）を作成する専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。



契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に**契約書**を取り交わす必要があります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。



福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。



建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政書士は、これら**記帳業務**をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。



運送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品（絵や文章など）を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、**著作権契約その他著作権に関する相談**を受け付けています。



外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である「**申請取次行政書士**」に依頼すれば、**申請人は入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可が必要な**場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

〔不動産に関する許認可〕

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超えていると言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知的資産経営について
相談したい

「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**（知的資産）のうち、自社の競争力の源泉となっているのを見える化＝魅せる化することにより、ステークホルダー（顧客・取引先・金融機関等）からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



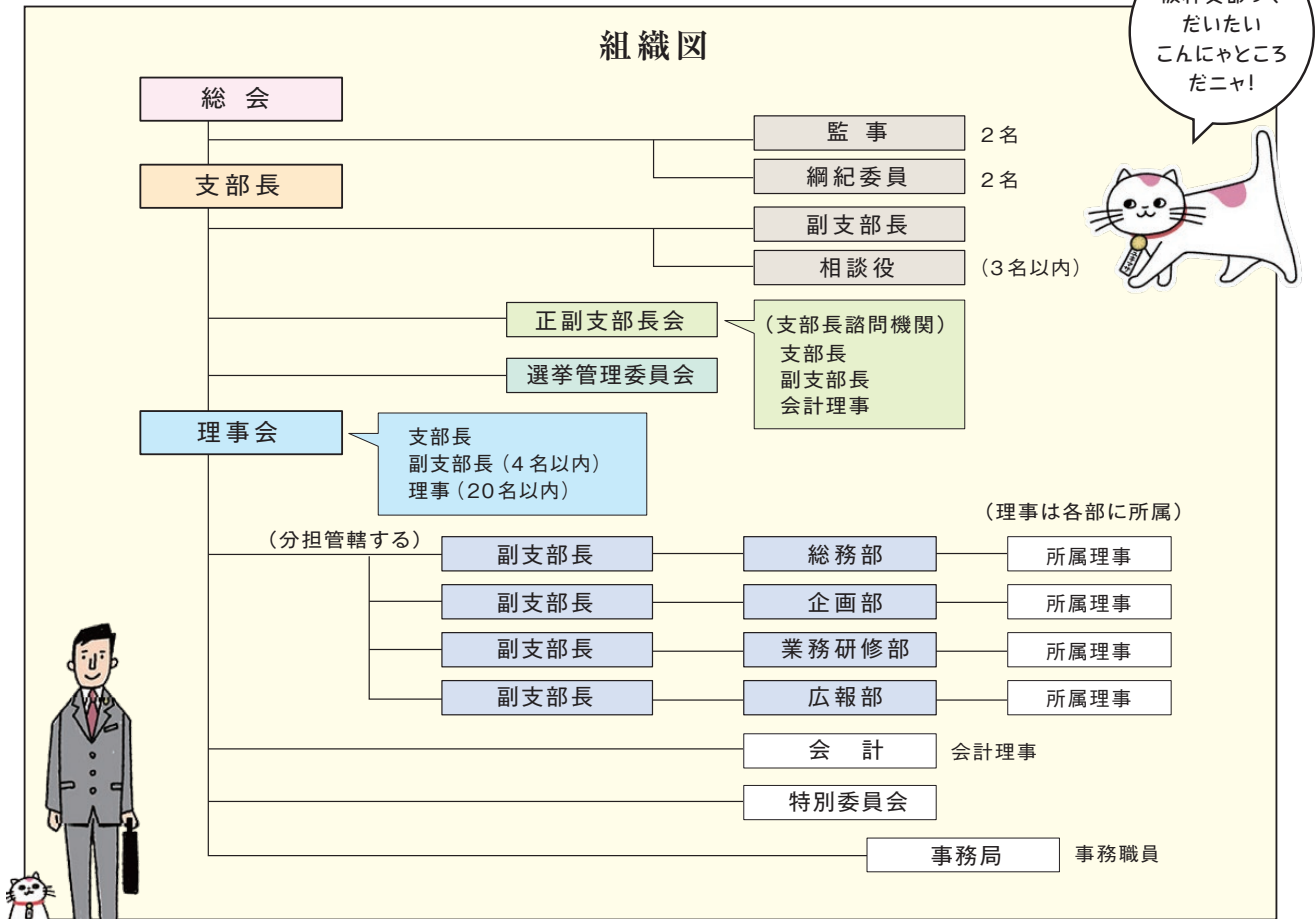


兵庫県行政書士会 阪神支部 概要



区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所 在 地	〒661-0025 尼崎市立花町 3丁目 29 -12-101号 TEL 06-6426-5123 FAX 06-6426-5125 受付 10:00～16:00 (土、日、祝、年末年始休み 盆休み除く)
会 員 数	418 名 (平成 31 年 2 月 28 日 現在)
設 置 根 拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上 部 団 体	兵庫県行政書士会 (本会) 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1丁目 1 番 3 号 神戸クリスタルタワー 13 階 TEL 078-371-6361 FAX 078-371-4715
他 支 部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿 革	昭和 26 年 2 月 22 日 行政書士法公布 昭和 35 年 9 月 25 日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和 35 年 12 月 1 日 阪神支部設立 平成 19 年 8 月 支部事務所移転 (尼崎市立花町) 平成 22 年 2 月 22 日 支部設立 50 周年記念式典開催 現在に至る
加 入 団 体	尼崎商工会議所 西宮商工会議所 伊丹商工会議所 宝塚商工会議所 川西市商工会 芦屋市商工会 猪名川町商工会

組織図



行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。
その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会 阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、
市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、
行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

- 一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
 - 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
 - 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることにより、信頼を築きます。
 - 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
- 二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。
- 三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、社会的責任 (ISO26000 等) の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
- 三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。

